中大規模木造建築の担い手講習テキスト ~木質構造部材の製作(加工)・施工~

令和3年10月

日本集成材工業協同組合

この中大規模木造建築の担い手講習テキストは、平成30年度より林野庁補助事業を活用し、非住宅の木造建築、とりわけ中大規模木造建築に必要となる木質構造部材の製作(加工)や現場の建て方(施工)に関する基礎知識、ノウハウを体系的に整理してきたものであり、中大規模木造建築における加工・施工の担い手育成の講習テキストとして活用されることを目的として作成している。

テキストの構成等については、技術者や技能者の資格制度、さらには工場の認定制度が整備されている鉄骨製作、鉄骨工事に関する講習テキストなどを参考にしている。また、内容については、現状追認ではなく、加工や施工の精度については鉄骨造に合わせるべきといった独自の方向性を打ち出している。ゼネコンの下請けとして木質構造部材を供給する場合に求められる厳しい品質管理への対応などについても詳細に説明しているほか、防耐火規制に関する最新(令和2年8月末現在)の建築基準法、関連告示の改正内容等も織り込んでいる。

本テキストの作成については、平成30年度及び令和元年度の検討委員会において 委員長をお引き受けいただいた有馬孝禮東大名誉教授のご指導、木造建築関係団体の 皆様のご協力、そして、今年度も講師をお願いしている検討委員の皆様のご尽力の賜 物と厚く感謝申し上げる次第である。

なお、内容等については、今後、さらなる精査が必要な部分もあろうかと考えており、関係者各位からの忌憚のないご意見等を賜りたく、宜しくお願いしたい。

令和3年10月

中大規模木造建築のための施工加工技術普及検討委員会 委員長 京都大学教授 五十田 博

### 本書の利用に当たって

#### 1. 想定している読者・利用者、建物の規模について

本書は、中大規模木造建築物に用いる木質構造部材の製作(加工)を担う方、そして木質構造部材を使って中大規模木造建築物の施工(現場での建方)を担う方の技術マニュアルとしてお使い頂けるよう、基礎的な知識から、実践的な対応策まで広くカバーしています。規模が大きなものについてはゼネコンが元請けとなって中大規模木造建築が進められる場合が多いことから、下請けとして木材関係企業や建築関係企業が参画する場合を想定して解説していますが、元請けとして中大規模木造建築を行う場合にも必要となる木質構造部材製作業者の選定などについても取り上げています。また、今後、一層増加することが予想される混構造についても扱っていますので、多くの方々にご活用いただければと存じます。

中大規模木造建築物については、本書において特段の定義づけは行っていませんが、 戸建て住宅以外はすべて該当するとお考えいただいて差し支えありません。あえて言 えば、階層は低層(3 階建て以下)を含めたもので、延床面積は概ね500㎡以上が 一つの目安ではないかと考えられます。また、ゼネコンが元請けとなる大規模のもの もあれば、工務店が元請けとなるものなど様々な形態があると考えております。下請 けについても、集成材メーカーのように集成材の製造そのものから、接合部の加工、 そして現場の建方まで一貫して請け負うというものもあります。形態こそ様々ですが、 それぞれにおいて求められる知識や技術は概ねカバーできているのではないかと考え ています。

#### 2. 本書の構成について

本書の構成については、第1編「木質構造の基礎知識」、第2編「木質構造部材の製作 (加工)」、第3編「中大規模木造建築物の施工」及び付録となっております。中大規模木造建築に必要となる基礎知識を得たい方は第1編を、木質構造部材の製作 (加工)にご関心がある方は第1編と第2編、また、建方にご関心がある方は第1編と第3編をお読み下さい。なお、加工の担当者であっても施工について理解しておくこと、逆に施工の担当者であっても加工について理解しておくことがプロジェクトを円滑に進めるうえで重要と考えられますので、専門分野を問わず、できるだけ第1編から第3編まで目を通されることをお勧めします。

なお、付録については、建設業法の許可、安全衛生管理等について記述しております。第 $1\sim3$ 編と同様に重要な事柄ですので、是非、お読みいただきたいと考えております。

#### 3. 木質構造材料について

中大規模木造建築における柱や梁などの材料となる木質構造材料(製材、集成材等)

については、品質・性能が明らかであることが求められますので、日本農林規格(JAS)に適合した製品を使用することを前提としております。これらの木質構造材料の製造方法までは扱っておりませんが、木質構造材料の調達については、中大規模木造建築を実際に進めるうえで、大変重要なポイントですので、詳しく説明しています。

#### 4. 精度基準について

本書で取り上げている加工や施工における精度について述べておきます。大断面部材、とりわけ大断面集成材を使用した木造建築については、部材の製造、加工及び建方に関し、「大断面木造建築物設計施工マニュアル」(日本建築センター、1988年版)等に示された許容差を参考にして進められてきております。大断面木造建築物設計施工マニュアルに示された精度基準と鉄骨造に関して建築学会が提唱している精度基準とを比較すると、大断面木造建築物設計施工マニュアルには記載されていないが、中大規模木造においても鉄骨造の精度基準にならって設定が必要と考えられる測定項目があること(せい(長辺)、アンカーボルトの位置ずれなど)、大断面木造建築物設計施工マニュアルにおいては、測定項目ごとの許容差として1つの数値が掲げられているだけであるのに対して、鉄骨造の精度基準では、管理許容差と限界許容差の2本立てとなっていることなどの違いがあります。

今後、鉄骨造との混構造が増えていく可能性があることも踏まえると、木質構造部材の加工精度や木質構造の建方精度については、鉄骨造を参考にしつつ、許容値を設定する測定項目を現行の大断面木造建築物設計施工マニュアルよりも拡充すること、そして管理許容差及び限界許容差の2本立てとすることが望ましいのではないかとの基本的な考え方に立ち、一連の許容差を(案)として提示しております。

今回提示した精度については、はりの曲り及び柱の曲りの管理許容差及び限界許容差など、測定項目によっては大断面木造建築物設計施工マニュアルの許容差よりも厳しくなっているものがあります。これについては、木質構造部材の加工精度は鉄骨よりも劣ることはないとの意見も多く、今回提示した一連の許容差に対応した加工、施工を行うことが木材利用を従来よりも不利なものにすることは基本的にないものと考えておりますが、実際の加工や施工に携わる現場関係者の皆様のご意見にも耳を傾けていきたいと考えております。

### 5. 講習と資格について

本書については、中大規模木造建築の実際の担い手を育成するための講習用のテキストとして使用することを考えており、基礎知識を習得してもらうための基礎的な講習のほか、将来的には加工あるいは施工に関する専門的な講習を開催することも検討しています。

専門的な講習の修了者には次のような資格を与えることを想定しています。本書の説明の中でも、これらの資格名が登場していますが、部材の加工や現場の施工の実質的な責任者として職責を果たすほか、下請けの場合は元請けとの連絡調整に当たるこ

とが期待されているものです。(注:特に②は、建設業法にいう主任技術者等の職務に 近いと考えられますが、こうした法定の資格を代替するものではありません。)

- ①木質構造材料加工管理技術者(加工に関する専門的な講習の受講・修了者)
- ②木質構造工事管理責任者 (施工に関する専門的な講習の受講・修了者)

また、資格名については、やや奇異に響くかもしれませんが、資格制度が整っている鉄骨工事における資格名(鉄骨製作管理技術者(1・2級)、鉄骨工事管理責任者)や建設業法の許可業種名(鋼構造物工事業)を参考にして考案したものです。鉄骨造の建築に精通している企業には、比較的理解されやすいのではないかと考えています。

中大規模木造建築に対応した許可業種(例えば、木質構造工事業など)の新設を望む声もありますが、まずは、こうした講習等を通じて付与する資格が広く社会的に認知されていくことが必要と考えられます。

#### 6. お願い

テキストの内容については、最大限精査し、正確を期したつもりですが、整合のとれていないところもあろうかと思います。忌憚のないご意見を賜ればと存じます。機会があれば、内容の追加、精度基準を含めた見直しも行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(注:本テキストは、国交省告示、JASなどを引用して記述しておりますが、実務の参考とする場合には、必ず原典に当たって確認することをお勧めします。)

日本集成材工業協同組合

## 中大規模木造建築の担い手講習テキスト ~木質構造部材の製作(加工)・施工~ (令和3年度)

## 目 次

序

# 本書の利用に当たって

## 第1編 木質構造の基礎知識

第1	章 木質構造の概要
1.1	木材の性質
1.2	部材の特性
1.3	木造建築の特徴12
1.4	木質構造の主な構造形式15
第2	章 木質構造材料の種類
2.1	構造用製材
2.2	構造用集成材
2.3	構造用単板積層材25
2.4	直交集成板(CLT)
2.5	構造用面材 33
第3	章 部材の接合 38
3.1	接合方式の種類とその特徴38
3.2	曲げ降伏型接合 (ボルト、ドリフトピン、ラグスクリュー)38
3.3	ジベル接合41
3.4	接合部におけるスリップと初期ガタ42
3.5	接合部の終局耐力と変形性能42
第4	章 接合金物の概要 44
4.1	接合金物の種類
4.2	接合金物の規格
4.3	接合金物の製作
4.4	品質管理

第5	章 防火に関する木材利用の留意点
5.1	木造建築物の規模・用途・地域区分により要求される防耐火性能58
5.2	木造建築物の主要構造部に関連する防火性能の技術的基準63
5.3	耐火建築物の主要構造部に要求される性能(仕様ルートA)66
5.4	準耐火建築物の主要構造部に要求される性能69
第6	章 耐久性に関する木材利用の留意点79
6.1	木材劣化の概要79
6.2	気象劣化対策80
6.3	防腐対策
6.4	防蟻対策
6.5	防錆対策
6.6	維持管理計画
6.7	施工管理上のチェック項目94
第7	章 中大規模木造工事の概要と木質材料調達等の留意点95
7.1	中大規模木造工事の流れ95
7.2	品質管理と認証工場97
7.3	木質材料の生産・流通の留意点101
7.4	木造工事の加工及び建方の留意点107
第8	章 木質混構造建築の施工上の留意点
8.1	木質混構造建築の重要性110
8.2	木質混構造建築の基本111
8.3	最近における木質混構造建築の具体的取り組み114
8.4	木質構造と異種構造の混構造建築の施工上の留意点117
8.5	工程管理上の留意事項120
	第2編 木質構造部材の製作(加工)
	章 木質構造部材製作業者(工場)の選定
	木質構造部材製作工場の選定122
	木質構造材料製造業者の選定123
1.3	木質構造部材製作業者の品質保証と品質管理124
笙 2	章 製品計画と工程計画128

2.1	木質構造部材製作に関する用語	128
2.2	製作計画と生産管理	129
2.3	工程計画	131
2.4	工数計画	132
2.5	日程計画	133
2.6	製作着手後の問題点と処理	133
第3	<b>章 製作要領書 </b> 〕	135
3.1	製作要領書	
3.2	製作要領書の内容	136
第 4	章 工場製作	138
4.1	材料	138
4.2	工作図および現寸	139
4.3	部材加工	L44
4.4	塗装	152
4.5	発送	L55
第5	章 接合金物(外注製作)	157
5.1	材料	
5.2	製作図	158
5.3	加工・溶接組立て	162
5.4	塗装・溶融亜鉛めっき	168
5.5	接合金物製作業者の選定	L <b>7</b> 6
第6	章 製品検査	L <b>7</b> 8
6.1	社内検査と受入検査	178
6.2	製品検査の種類と概要	L <b>7</b> 9
6.3	不具合製品処理	185
6.4	品質管理記録	186
	第3編 中大規模木造建築物の施工	
第1	章 建方工事及び関連工事会社の選定	
	業者選定のポイント	
1.2	作業主任者等	190

第2	章 施工管理				 191
2.1	施工管理の概	要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 191
2.2	工事計画の前	準備	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 193
2.3	施工計画の立	案		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 200
2.4	施工計画書の	作成と伝達		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 204
2.5	届出・申請書	類の作成と提出		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 205
第3	章 現場施工		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 207
3.1	建方計画		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 207
3.2	建方準備		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 209
3.3	建方		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 211
3.4	建方精度				 219

# 付録

1.	建設業の許可と種類		222
2.	国土交通省告示		229
(1	) 昭和 62 年建設省告示第 1	.898 号	
	構造耐力上主要な部	分である柱及び横架材に使用す	る集成材その他の
	木材の品質の強度及び	耐久性に関する基準を定める件	226
(2)	)平成 12 年建設省告示第 1	452 号(抜粋)	
	木材の基準強度 Fc、	Ft、Fb 及び Fs を定める件	230
(3	)平成 13 年国土交通省告示	第 1024 号(抜粋)	
	特殊な許容応力度及び	び特殊な材料強度を定める件	234
	別紙「構造用集成材の	基準強度」	249
3.	公共建築物等における木	材の利用の促進に関する法律	(平成22年法律
第3	6号)の概要		253
	合法伐採木材等の流通及 (クリーンウッド法)の概	び利用の促進に関する法律(A 要	
5.	安全衛生管理関係		256
第1	章 安全衛生管理		256
1.1	労働安全衛生法		256
1.2	安全衛生管理体制		256
1.3	事業者の行うべき調査		259
1.4	安全衛生教育等		260
第 2	章 木質構造部材製作工場の	D安全管理 ······	265
2.1	木材・木製品製造業におけ	ける労働災害の概要	265
2.2	木材製品等のはい作業		265
2.3	木材製品等の移動作業		266
2.4	機械加工作業		267
第3	章 施工現場の安全管理		271
3.1	建設業における労働災害の	)概要	271
3 2	墜落・転落災害の防止		271